介護支援専門員の皆さまへ　④

【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて第 11 報】を踏まえて、日本介護支援専門員協会では、下記の図のように整理しております。

第3弾

新型コロナウイルスの影響下における居宅介護支援費の取扱い

	通常時 （留意事項通知の規定どおり）	新型コロナウイルスの影響下における弾力的な対応	新型コロナウイルスの影響下における取扱いとして厚生労働省から発出された事務連絡
サービス利用実績がない場合の居宅介護支援費の取扱い	サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。 ※老企第36号第三-5項	**サービスの利用実績がなくても請求OK** **※介護予防支援も同様の取扱いでOK**	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報） （事務連絡（令和2年5月25日）） 【介護保険最新情報Vol.836】

【上記に係る事務連絡の抜粋】

問５　今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

（答）事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

【基本は通常時の考え方にあります】

・通知や事務連絡等は、どのサービスであっても基本的に発出日からの適用となります。
（今回の請求については5月サービス提供分から適用されます）
・やむを得ない場合は、紙媒体での請求も可能です。

コロナ禍の特例ですが、風穴が開きました！
居宅介護支援事業所部会委員をはじめとする
皆様のご協力をいただきながら、
コロナ禍の給付管理件数と実績なしの件数を
提示しつつ、交渉を続けた結果です。
会長・柴口より

これまでに示された運営基準等の柔軟な対応に関する事務連絡をまとめたページが厚労省HPに掲載されています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html

令和２年６月３日現在　日本介護支援専門員協会

また、堺市においては、下記のようにＱ＆Ａを追記しております。

令和２年５月２８日追加

居宅介護支援事業所

（問７）

居宅介護事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合でも請求は可能とあるが、この場合どのような業務を行い書類の整備をすれば、請求ができるのか。

また、遡っての請求は可能か。

（回答）

モニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、これについて支援経過（第５表）等への記録及びサービス利用票（第６表）・サービス利用票別表（第７表）等の作成を行い、給付管理票を作成する必要があります。

また、遡っての請求は認められず、令和２年５月提供分からの取り扱いとなります。

（従前は、遡っての請求は可能と回答していましたが、遡っての請求は認められません。令和２年５月２７日厚生労働省老健局振興課に確認済み。）

なお、介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費についても同様の取り扱いです。

（問８）

上記問７の場合、サービス実績がないが、どのような給付管理票を作成すればよいか。

（回答）

サービス実績単位数を「１」にした給付管理票を作成し、国保連に送信してください。使用している請求ソフトで、サービス実績単位数を「１」で入力できない場合は、請求ソフトで入力できる「最小の単位数」で給付管理票を作成してください。

なお、居宅介護支援費については、給付管理票が国保連に提出されていない場合、返戻になります。

それぞれで、ご確認の上、実際にマネジメントした分については、書類を整備し請求が可能になっています。

尚、介護支援業務の取り扱いについて、ご不明な点がある介護支援専門員協会員様は、会員番号・氏名を記入の上、メール等にて
大阪介護支援専門員協会堺ブロック　s_ohtani@yujinkai.com 大阪介護支援専門員協会堺ブロック長　大谷信哉まで、お問い合わせください。

令和２年６月４日　　大阪介護支援専門員協会堺ブロック運営委員